桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市一般廃棄物処理基本計画中間見直し(案)
意見募集の趣旨	本計画(案)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃
	棄物に係る施策や生活排水処理に関する施策について中長期的な視点
	に立ち、総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
	今回、平成28年度を基準年度とし、10年後の令和7年度を目標年度と
	した現在の計画が策定から5年が経過し、中間見直し年度となったこと
	から、これまでの実績を検証するとともに現状や課題を整理し、実情に
	応じた見直しを行うものです。
意見を提出でき	1 市内に住所を有する個人
る人	2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
	3 市内の事務所又は事業所に勤務する人
	4 市内の学校に在学する人
	5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和2年10月12日(月)~11月10日(火)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してく
	ださい(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」
	は、その関係を簡潔に記載してください。)。意見提出にあたっては、極
	力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください(案全般に係る
	意見の場合はこの限りではありません。)。なお、決められた書式はあり
	ません。
	(1) 直接提出・・・桐生市清掃センターへ提出してください(土・日
	曜日、祝日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。
	(2) 郵送・・・〒376-0122 桐生市新里町野 461 桐生市清掃センターあ
	て送付してください。
	(3) ファクシミリ・・・0277-74-1011 へ送信してください。
	(4) 電子メール・・・seisosenta@city. kiryu. lg. jp へ送信してくださ
	ν _°
	※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
担当	桐生市廃棄物減量等推進審議会
	事務局:市民生活部 清掃センター 庶務係 電話 0277-74-1010
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したも
	のを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名
	等の個人情報は公表しません。
	・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適
	正に管理します。
	・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。